小松島市南海トラフ地震臨時情報 に伴う防災対応方針

令和4年3月改訂

小松島市

目 次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.「小松島市南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針」策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 「南海トラフ地震臨時情報」の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
1.「臨時情報」の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.「臨時情報」の情報発表までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.「臨時情報」発表時の避難行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.「臨時情報」の活用に係る大前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3章 事前避難対象地域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 .避難対象地域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
2.事前避難対象地域の設定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.事前避難対象地域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第4章 小松島市における防災対応の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.「臨時情報」の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ⁻	7
2.「臨時情報」を踏まえた情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3.「臨時情報(調査中)」発表時の措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4. 「臨時情報 (巨大地震警戒)」 発表時の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 「臨時情報 (巨大地震注意)」発表時の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.避難環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7.訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7.訓練の美胞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- X. 脳時頂報」の活用に徐る笛息事は・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	ರ

第1章 はじめに 1.「小松島市南

1.「小松島市南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針」策定の目的

徳島県は、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」(以下、「臨時情報」という。)を活用することにより、人的・物的被害を軽減し「死者ゼロ」を実現するため、「県民避難の対応方針」として、「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」(以下、「県対応方針」という。)を策定しています。

南海トラフ地震によって多くの人的・物的被害が想定されている小松島市においても、 突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、この「臨時情報」を活用し、 市民等が地震に備えた行動をとることにより、南海トラフ地震から死者ゼロの実現をめ ざすことが重要です。

そこで、小松島市では、内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドライン」及び県対応方針に基づき、被害軽減のための優先順位を明 確にしたあらゆる諸準備を推進するため、南海トラフ地震等大規模地震発生時の防護性 と即応性の強化を図り、小松島市の防災対策に万全を期することを目的に、「小松島市南 海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針」(以下、「臨時情報対応方針」という。)を 策定しました。

対象者

小松島市役所

第2章 「南海トラフ地震臨時情報」の概要

1. 「臨時情報」の内容

1)「南海トラフ地震に関連する情報」について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、気象庁から次に示す2種類の情報名で発表されます。臨時情報対応方針は、2種類の情報名のうち、「臨時情報」発表時の小松島市の対応方針を示したものです。(表2-1を参照。)

表 2-1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

	情報名	情報発表条件
	南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海 トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始 した場合、または調査を継続している場合
	キーワードを付記して情報発表	観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移 等を発表する場合
		「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合に おける調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時 情報を発表する場合を除く)

対象者

小松島市役所

2) 「南海トラフ地震臨時情報」について

臨時情報対応方針で対象とする「臨時情報」は、次に示す4種類に分けられ、情報名 の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で発表され ます。(表2-2を参照。)

表 2-2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと情報発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内(図2-1黄枠部)でマグニチュード6.8以上 ^{※1} の地震 ^{※2} が発生・1か所以上のひずみ計 ^{※3} での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界(図2-1赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
※防災対応がとりやすいよう キーワードを付記して情報発表	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメント マグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメント マグニチュード7.0以上、8.0未満の地震 ^{※2} や通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 モーメントマグニチュード70の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの指定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁 マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※2 太平洋プレートの沈み込みにともなう震源が深い地震は除く。
- ※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により、愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置された 7)ずみ計を利用する。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1~3として、異常監視している。 レベル値は数字が大きいほど、異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)に ついての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと(体積ひずみ計)、成分ごと(多成分ひずみ計)に設定されている。
 - レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1~2回現れる程度の値に設定
 - レベル2:レベル1の1.5~1.8倍に設定
 - レベル3:レベル1の2倍に設定

具体的には、

- 「有意な変化」は上記レベル3の変化、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の 変化を意味する。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。 ですが観測にあれて捉えられる従来がら観測されている短期的ゆうくりすべりとは異なるプレート境界深部(30~40km)では数か月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらにともなう変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
- この関連性に JNF (の調査を開始する。 なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着 状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。 ※6 断層のすれの規模(すれ動いた部分の面積×すれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードである。 従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、この マグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から 求められる気象庁マグニチュードを用いている。

対象者

小

松島市 役所

対象者

小

松島市役所

「想定震源域」は、図2-1の赤枠の範囲を指し、想定震源域のプレート境界(赤枠内)でM8.O以上の地震が発生した場合、「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されます。 想定震源域に加え、その周辺(図2-1の黄枠内)でM7.O以上M8.O未満の地震が発生した場合または通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、「臨時情報(巨大地震注意)」が発表されます。

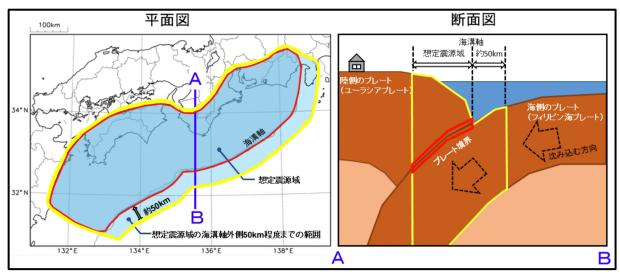


図 2-1 南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側 50km 程度までの範囲 (気象庁ホームページより引用。)

れ

動

2. 「臨時情報」の情報発表までの流れ

「臨時情報」の情報発表までの流れを図2-2に示します。

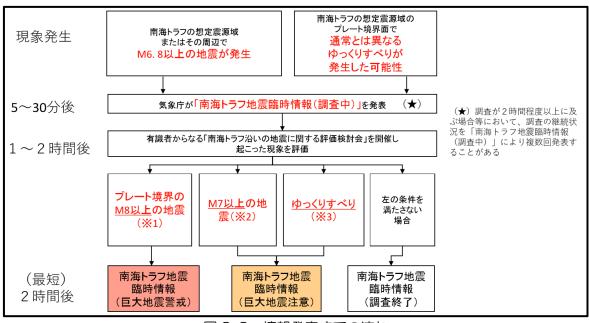


図 2-2 情報発表までの流れ

(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」より引用。)

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.O以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.O以上、M8.O未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.O以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短いプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

3. 「臨時情報」発表時の避難行動

「臨時情報(巨大地震警戒)」、「臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合は、 事前避難対象地域(P.13~P.16を参照。)の住民は、事前避難所(指定避難所兼指定緊 急避難場所)の事前避難スペースに1週間程度避難します。(P.6の図2-3の①)

事前避難している間に、南海トラフ地震が発生した場合は、事前避難スペースから事前避難所敷地内の指定された津波時の緊急避難スペースに緊急避難します。(事前避難スペースと緊急避難スペースが異なることがあるため、注意が必要です。)(P.6の図2-3の② 白矢印)

ここで、南海トラフ地震が発生した場合は、特定避難困難地域以外の住民も指定された津波時の緊急避難スペース(指定緊急避難場所)に緊急避難します。(P.6の図2-3の② 青矢印)

対象者

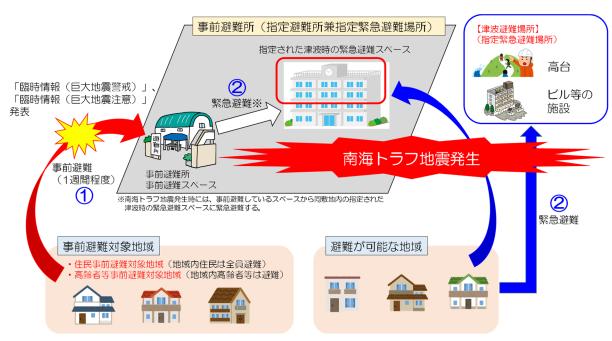


図2-3 「臨時情報(巨大地震警戒)」、「臨時情報(巨大地震注意)」発表時の避難行動

4. 「臨時情報」の活用に係る大前提

「臨時情報」の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることから、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を引き続き強く推進する必要があります。

第3章 事前避難対象地域の設定

1. 避難対象地域

中田町

山地部を除く全域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、高齢者等避難や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域です。

小松島市では、徳島県が指定する津波災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)を、津 波時の避難対象地域と設定します。

表3-1 避難対象地域 一覧

	避難対象字名
中郷町	全域
立江町	山地部を除く全域
	小松、油免、間町、数延、
	藤ヶ崎、湊、諏訪、北佃、
#\$\$\\Y\ 田丁	関免、大郷領、新作、久友、
作儿人儿四	外開、佐山、太田、木原、
	久ヶ谷、内開
	(各字とも山地部を除く。)
和田津開町	全域
赤石町	全域
豊浦町	全域
大林町	山地部を除く全域
坂野町	全域
間新田町	全域
和田島町	全域
	位 立江町 立江町 前渕町 和田津開町 赤石町 豊浦町 大林町 坂野町 間新田町

対象者

小松島市役所

小松島市役所

2. 事前避難対象地域の設定方法

1)津波時の避難先

津波時の避難先は、避難対象地域外にある避難目標地点※、高台等の津波避難場所、 避難対象地域内にある津波避難ビルに分類されます。避難目標地点を表3-2、津波避難 場所(高台)を表3-3、津波避難場所(津波避難ビル)を表3-4に示します。

※避難目標地点とは、津波浸水想定区域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点。

表3-2 避難目標地点 一覧

	表3-2 産業	雖日標地只 一竟	
小学校区	名称	住所	避難可能 人数(人)
	沖神社付近	中田町字東山	制限なし
ルルから	ミニ88箇所	中田町字東山	制限なし
北小松島	日峰団地東側	中田町字東山	制限なし
	金長神社本宮登り口	中田町字東山	制限なし
	桂林寺付近	中田町字寺前	制限なし
千代	成願寺裏手	中田町字奥林	制限なし
114	建島神社付近	中田町字広見	221
	徳島ゴルフ練習場南付近	中田町字広見	制限なし
児安	田浦町前山付近	田浦町字前山	制限なし
元女	グループホーム付近	新居見町字蓮花寺	制限なし
	萱久保付近	芝生町字萱久保	制限なし
	芝生町花谷奥	芝生町字花谷	制限なし
	花谷霊園付近	田野町字恩山寺谷	制限なし
	恩山寺入口	田野町字恩山寺谷	制限なし
	芝田小学校裏山	田野町字中須	制限なし
芝田	天神社付近	田野町字中須	制限なし
	墓地付近	田野町字仮家	制限なし
	天王社付近	田野町字鳥居本	制限なし
	天王谷団地付近	田野町字溝ノ木	制限なし
	田野町東山東側奥	田野町字東山	1,150
	田野町勢合奥	田野町字勢合	100
	立江町小田ノ浦奥	立江町字小田ノ浦	制限なし
	県道136号田野町方面	立江町字高田	制限なし
	天満神社裏山	立江町字江ノ上	制限なし
立江	桜の守広場(景岩寺)	立江町字清水	制限なし
77.77	尾上神社付近	立江町字柏田	制限なし
	野神神社付近	立江町字野神	制限なし
	立江町野神奥	立江町字野神	制限なし
	南山付近高台	立江町字南山	制限なし
	櫛渕町小松付近高台	櫛渕町字小松	制限なし
	天満神社付近	櫛渕町字油免	制限なし
櫛渕	櫛渕町間町奥	櫛渕町字間町	制限なし
[[A]Vida]	櫛渕町数延奥	櫛渕町字数延	制限なし
	佐山付近高台	櫛渕町字佐山	制限なし
	櫛渕町左近田方面	櫛渕町字太田	制限なし
阿南市	能路寺裏	阿南市	制限なし
니타막	拳正寺付近	阿南市	制限なし
徳島市	徳島市大原町千代ヶ丸高台	徳島市	制限なし

表3-3 津波避難場所(高台) 一覧

小学校区	名称	住所	避難可能 人数(人)
	日峯ドライブウェイ	中田町字東山	制限なし
北小松島	(旧)長楽苑温泉駐車場周辺	中田町字東山7-2	制限なし*
70-3 1244	ハイランドマンション多田1~3 [※] ・ 市営球場北側高台	中田町字脇谷52-1· 中田町字東山	制限なし*
千代	碩心館病院駐車場周辺	江田町字大江田44-1	制限なし*
T1V	勝浦川橋北詰高台	江田町字敷地前76-16、78-4	制限なし*
	徳島乗馬倶楽部周辺	新居見町字東山下32-1	制限なし
児安	勝浦川橋南詰高台	江田町字大江田12-5	制限なし*
	田浦地区コミュニティ集会所周辺 [※]	田浦町字中村16-5	制限なし*
	住吉神社参道・赤石山登山道	田野町字金山	1,330
	天理教勝島分教会境内周辺	田野町字仮家107-2	制限なし
芝田	春日霊園付近	田野町溝ノ木	制限なし
28	恩山寺谷会堂奥	田野町字恩山寺谷	制限なし
	東山ノ神(バイパストンネル上)周辺	田野町字東山	制限なし
	旗山(3箇所)神社境内	芝生町字宮ノ前	820
立江	JA東とくしまみはらしの丘あいさい広場駐車場・ 徳島通運株式会社小松島支店駐車場	立江町字炭屋ヶ谷47-3・ 立江町字大田ノ浦11-12	制限なし*
	しらさぎ浄園周辺**	立江町字大田ノ浦67-1	制限なし*
櫛渕	櫛渕湯谷集会所周辺 [*]	櫛渕町字湯谷52	制限なし*
们以	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	櫛渕町字喰味谷101	制限なし*
和田島	小松島ニュータウン地区津波避難施設 希望の丘	和田島町字松田新田(ニュータウン第2公園)	920
新開	中村公会堂周辺	大林町字中村91-1	制限なし
阿南市	能路寺山	阿南市羽ノ浦町宮倉背戸田60	制限なし

^{*:}浸水域外であるため、避難場所周辺も含めて避難可能であることから避難可能人数に制限を設けていない。 ※:津波避難ビルが浸水域外にあるため津波避難場所(高台)として取り扱う。

対象者

小松島市役所

表3-4 津波避難場所(津波避難ビル) 一覧(1/2)

小学校区	名称	建物階数	使用できる場所	住所	基準水位 (深さ)m	避難可能 人数 (人)
	小松島小学校	3	校舎3階(一部除く)	神田瀬町2-63	2.8	702 ※
	小松島中学校	3	校舎3階(一部除く)	日開野町字弥三次3-1	2.9	1,275 💥
	市営住宅加藤南団地1	3	3階共用廊下	小松島町字菖蒲田18-2	2.6	7
	市営住宅加藤南団地2	3	3階共用廊下	小松島町字菖蒲田18-2	2.6	7
	ハーブメゾン清美	3	3階外階段、共用廊下	神田瀬町5-10	2.6	25
小松島	キョーエイ小松島店屋上駐車場	2	2階屋上駐車場	小松島町字若井崎10-1	3.1	1,800
	ルピア屋上駐車場	2	2階屋上駐車場	小松島町字領田20	2.5	3,800
	小松島みなと合同庁舎	4	3階から4階の階段、3階廊下、 3階小会議室、3階共用会議室	小松島町字外開1-11	2.8	250
	徳島赤十字病院屋上	5	西棟3階屋上、5階屋上	小松島町字井利ノロ103	3	1,000 ※
	スーパーホテル徳島・小松島天然温泉	8	2~8階共用廊下、エレベーター前ホール	小松島町字若井崎10-6	2.4	266
	小松島市役所屋上	4	4階屋上	横須町1-1	2.8	400 ※
	南小松島小学校	3	校舎3階(一部除く)、3階屋上	小松島町字高須36	3.6	1,936 ※
	小松島市総合福祉センター屋上	2	2階屋上	横須町11-7	3.3	380
ľ	ファーストインK K1	4	3階、4階(外階段、共用廊下)	横須町1-56	3.9	40
ľ	ファーストインK K2	4	3階、4階(外階段、共用廊下)	横須町1-57	4.1	40
	ファーストインK K3	4	3階、4階(外階段、共用廊下)	横須町1-58	4.1	40
ŀ	小松島高等学校	4		日開野町字高須47-1	3.7	1,689 ※
!	中央会館		3階(一部除く)	松島町5-6	3.3	285 ※
南小松島	(旧)勤労青少年ホーム		3階、4階(一部除<)	南小松島町1-16	3.9	391 ※
ŀ	ファーストインK5		3階、4階(外階段、共用廊下)	金磯町4-100	4.2	50
ŀ	サンモール88	3	3階共用廊下	金磯町5-42-6	3.7	22
ŀ	コーポソ		3階共用廊下	金磯町9-10	3.6	10
ŀ			3階共用廊下		4.3	40
ŀ	宮城マンション			小松島町字今開7-5	3.5	6
ŀ	ラ・ヴィーダ NGT 11110 中 元 1117 日 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	_	3階共用廊下	日開野町字高須33-1		-
	NTT小松島電話交換所		3階階段、踊り場、3階屋上部分	日開野町井理守42-1	3.4	505
	金磯南雨水ポンプ場屋上		3階屋上	金磯町字土手町地内	3.8	450
-	北小松島小学校		校舎3階(一部除く)	中田町字浜田33	3.4	855 ※
	生涯学習センター・市立図書館	3	3階(一部除く)	小松島町字新港29-11	2.8	177 ※
	小松島市総合コミュニティーセンター	3	3階共用部分(階段、廊下、ホール、PH)	小松島町字新港36-24	3.3	470 ※
-11.11.±1.0	みなと高等学園屋上	3	本館2階屋上	中田町字新開28-1	3.2	310
北小松島	市営住宅日峰団地1	3	3階共用廊下	中田町字脇谷3-2	2.4	15
	市営住宅日峰団地2		3階共用廊下	中田町字脇谷3-2	2.1	15
ŀ	市営住宅日峰団地3	_	3階共用廊下	中田町字脇谷3-2	2.4	15
ŀ	市営住宅日峰団地4		3階共用廊下	中田町字脇谷3-2	2.2	15
	市営住宅日峰団地5		3階共用廊下	中田町字脇谷3-2	2	15
	千代小学校		校舎3階(一部除く)	中田町字奥林29	1.1	507 <u>*</u>
	小松島西高等学校		特別教室棟3、4階(一部除く)	中田町字原ノ下28-1	2.3	695 %
ŀ	県営住宅小松島団地(1号棟)		3~10階共用部分(廊下・階段室・踊り場)	中郷町字西野1-29	1	1,100
ŀ					1	100
ŀ	県営住宅小松島団地(2号棟)		3~5階共用廊下	中郷町字西野1-29		60
ŀ	県営住宅小松島団地(3号棟)		3~5階共用廊下	中郷町字西野1-29	1.2	
-	市営住宅豊ノ本団地2		3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.6	22
-	市営住宅豊ノ本団地3		3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.6	22
	市営住宅豊ノ本団地4	_	3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.6	22
	市営住宅豊ノ本団地5	3	3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.6	16
	市営住宅豊ノ本団地6		3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.6	16
	市営住宅豊ノ本団地7	3	3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.5	16
	市営住宅豊ノ本団地8	3	3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.4	16
工件	122	3	3階共用廊下	中郷町字豊ノ本93-1	2.4	16
十代	市営住宅豊ノ本団地9					_
十代	市営住宅豊ノ本団地9市営住宅加藤団地3		3階共用廊下	中郷町字加藤7-1	2.1	8
十17		3	3階共用廊下 3階共用廊下	中郷町字加藤7-1	2.1	8
十17	市営住宅加藤団地3	3				_
十17	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4	3 3	3階共用廊下	中郷町字加藤7-1	2	8
十代	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤西団地1	3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中郷町字加藤7-1 中郷町字加藤7-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4	8
十代	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤西団地1 市営住宅加藤西団地2	3 3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤7-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4 2.6	8 8 7
十代	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤西団地1 市営住宅加藤西団地2 市営住宅加藤西団地3	3 3 3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4 2.6 2.1 2.1	8 8 7 7
十17	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤団地1 市営住宅加藤西団地1 市営住宅加藤西団地2 市営住宅加藤西団地3 市営住宅加藤西団地4	3 3 3 3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4 2.6 2.1 2.1 2.2	8 8 7 7 7 7
十代	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤団団地1 市営住宅加藤西団地2 市営住宅加藤西団地3 市営住宅加藤西団地4 市営住宅加藤西団地5	3 3 3 3 3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4 2.6 2.1 2.1 2.2 2.2	8 8 7 7 7 7
十代	市営住宅加藤団地3 市営住宅加藤団地4 市営住宅加藤団地5 市営住宅加藤団地1 市営住宅加藤西団地1 市営住宅加藤西団地2 市営住宅加藤西団地3 市営住宅加藤西団地4	3 3 3 3 3 3 3 3	3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下 3階共用廊下	中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤7-1 中鄉町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1 中郷町字加藤126-1	2 2.4 2.6 2.1 2.1 2.2	8 8 7 7 7 7

^{※:}当該施設は津波避難場所となっており、施設利用者(上乗せ人口)は施設内の避難スペース以外の場所に避難するものとする。

2 1.1 568 ※ 田浦町字近里27 事 田野町字赤石北64-1 4.2 245 前 1.5 958 ※ 田野町字中須45 避 2.9 15 芝生町字西居屋敷186-1 172 💥 難 3.1 立江町字松本34-3

一覧(2/2)

基準水位 (深さ)m 避難可能 人数(人) 建物階数 小学校区 使用できる場所 児安 児安小学校 3 校舎3階(一部除く) 小松島市葬斎場屋上 2 2階屋上 3 校舎3階(一部除く)、3階屋上 芝田 芝田小学校 市営住宅旗山団地1 3 3階共用廊下 立江小学校 3 校舎3階(一部除く) 立江 メゾングランシャリオ 3~4階共用部分(廊下・階段室) 立江町字宮前28-1 2.7 22 小松島南中学校 5 校舎3階~5階(一部除く) 立江町字赤石78-2 2.5 2,922 % 276 ※ 3 校舎3階(一部除く) 0.5 櫛渕 櫛渕小学校 櫛渕町字北佃45 2,080 ※ 3 校舎2階以上(一部除く)、3階屋上 0.8 坂野小学校 坂野町字根上り6-1 3 3階共用廊下 1.8 11 市営住宅太郎丸住宅1 坂野町字太郎丸5 2.1 11 市営住宅太郎丸住宅2 3 3階共用廊下 坂野町字太郎丸43、44 11 市営住宅太郎丸住宅3 3 3階共用廊下 坂野町字太郎丸43、44 2 市営住宅太郎丸住宅4 11 3階共用廊下 坂野町字太郎丸1-1 1 8 11 市営住宅太郎丸住宅5 3階共用廊下 坂野町字太郎丸1-1 3 3階共用廊下 2.1 11 市営住宅太郎丸住宅6 坂野町字太郎丸1-1 市営住宅太郎丸,住宅7 3 3階共用廊下 坂野町字太郎丸5 2.1 11 3 3階(一部除く)、3階屋上 0.8 388 💥 目佐厚生福祉解放センター 坂野町字目佐1O1 1,017 ※ 和田島小学校 3 校舎3階(一部除く)、3階屋上 和田島町字山のはな8 2.4 2 2階屋上 2.6 166 和田島公民館 和用鳥町字明神北129 和田島海業協同組合 3階会議室 和田島町字西浜手10-33 2.9 100 市営住宅和田島団地1 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 2.6 9 2.8 9 3 3階共用廊下 市営住宅和田島団地2 和田島町字明神東6-1 市営住宅和田島団地3 3 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 2.5 9 3 3階共用廊下 2.6 9 市営住宅和田島団地4 和田島町字明神東6-1 9 市営住宅和田島団地5 3 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 2.6 和田島 市営住宅和田島団地6 2.7 9 3 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 市営住宅和田島団地7 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 9 3 3階共用廊下 2.7 9 市営住宅和田島団地8 和田島町字明神東6-1 3 3階共用廊下 2.8 9 市営住宅和田島団地9 和田島町字明神東6-1 市営住宅和田島団地10 3 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 2.7 9 3 3階共用廊下 2.8 a 市営住宅和田島団地11 和田島町字明神東6-1 市営住宅和田島団地12 3 3階共用廊下 和田島町字明神東6-1 2.8 9 海上自衛隊小松島航空基地 体育館 3.4 484 3 2階以上 和田島町字洲端4-3 新開小学校 校舎3階(一部除く)、 大林町字中津37 2.9 1,365 💥 シャルムコハク 3階共用廊下 大林町字岩戸22-1 2.6 17 新開 2 2階屋上 3.9 708 🔆 花しんばり子ども園屋上 大林町字金岡70 和田津開町字北401 2.5 200 徳島小松島港赤石地区津波避難タワー - ステージ

表3-4 津波避難場所(津波避難ビル)

また、公的な施設のうち、津波避難場所と同等の耐震性を有するRCまたはSRC構造 の堅牢な施設を以下に示します。(比較的規模の大きな3階以上の施設を選出。) 同施設の利用者は、津波避難場所へ移動せず、同施設の2階または3階以上の避難可 能な階層へ避難するものとします。

表3-5 公的な堅牢建物(津波避難場所を除く病院、福祉施設)

名称	所在地		避難可能 な階層	建築構造	基準水位 (深さ)m
医療法人 松風会 住宅型有料老人ホーム 岬ハウス	小松島市和田島町字浜塚132-3		2階以上	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	3.5
ケアハウス健祥会アムス	小松島市日開野町字宗人屋敷71-1		2階以上	鉄筋コンクリート造	3.3
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	4	3階以上	鉄筋コンクリート造	3.9
医療法人 慈友会 ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	3	2階以上	鉄筋コンクリート・鉄骨造	3.1

対象者

小 松島市役所

^{※:} 当該施設は津波避難場所となっており、施設利用者(上乗せ人口)は施設内の避難スペース以外の場所に避難するものとする。

2) 津波到達予想時間及び避難可能時間の設定

小松島市における津波到達予想時間は、「徳島県津波浸水想定」に基づき、小松島市本港での初期水位+20cm(津波影響開始時間:海域を伝播してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化)の到達時間である「41分」を基本とします。ただし、30cm到達時間(陸域における浸水深が30cmに到達する時間)と比較し、41分以前に浸水が認められる小学校区については、小学校区ごとに30cm到達時間を津波到達予想時間として設定します。

津波予想時間から避難準備期間(5分と定義)を差し引いた時間を避難可能時間とします。津波到達予想時間及び避難可能時間を表3-6に示します。

表3-6 小学校区ごとの津波到達予想時間

小学校区	津波到達 予想時間(分)	避難可能 時間(分)	避難可能 距離(m)
小松島	41	36	2,160
南小松島	41	36	2,160
北小松島	41	36	2,160
千代	41	36	2,160
児安	41	36	2,160
芝田	41	36	2,160
立江	41	36	2,160
櫛渕	41	36	2,160
坂野	37	32	1,920
和田島	35	30	1,800
新開	36	31	1,860

3) 津波避難シミュレーションに係る条件設定

表3-7 条件設定

項目		対応				
避難人口	住民基本台帳データ	住民基本台帳データから抽出した字毎の人口を、建物数から算出した 1 棟				
	あたりの人口を用い	ハます。ただし、学	校、福祉施設等の多	くの人が集まる施		
	設については、その	の施設の利用者数を	を人口分布に上乗せし	<i>)</i> ます。		
避難速度	原則、徒歩による過	産難とし、以下の過	難速度を設定します			
	「臨時情報」に係る	多事前避難対象地域	を抽出するため、避難	雑速度を2種(「健		
	常者」及び「高齢を	 1	。坂・階段の速度低	下は、建築基準法		
	施行令の避難速度の	の低下率に準拠しま	きす。			
	健常者の避難速度					
	種別	避難速度	備考			
	平地 1.Om/s 基本速度					
	坂 0.45m/s 基本速度の45%					
	階段 0.45m/s 基本速度の45%					
	高齢者等の避難速度※					
	種別	避難速度	備考			
	平地	0.5m/s	基本速度の50%			
	坂	0.225m/s	平地の45%			
	階段 0.225m/s 平地の45%					
	※健常者と高齢者等の要配慮者では、避難の移動速度等が異なることから避難に要する時間が 変わるため、高齢者等の避難速度を、健常者の50%とする。					
避難可能人数	避難施設ごとに指定されている「避難可能人数」を設定します。ただし、津					
	波避難場所(高台)	で使用できるスペ	ースが限定的でない	場所には、避難可		
	能人数に上限値を記	役けないこととしま	きす。			

4)特定避難困難地域の抽出

上記の条件にしたがい、各戸から津波時の避難先(緊急避難場所及び津波避難ビル)への避難を津波避難シミュレーションにより再現し、避難可能時間内に避難が困難な地域(特定避難困難地域)を抽出します。(図3-1を参照。)

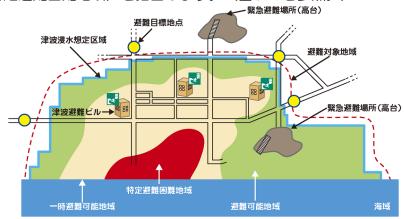


図 3-1 特定避難困難地域の抽出メージ

対象者

小松島市役所 ()

対象者

5) 事前避難対象地域の設定方法

(1) 住民事前避難対象地域

健常者を想定した避難速度(基本速度1.0m/s)を用いて、津波避難シミュレーションにより抽出した特定避難困難地域を住民事前避難対象地域とします。

(2) 高齢者等事前避難対象地域

高齢者等を想定した避難速度(基本速度O.5m/s)を用いて、津波避難シミュレーションにより抽出した特定避難困難地域を高齢者等事前避難対象地域とします。(図3-2を参照。)ただし、住民事前対象地域に重複する地域は、住民事前避難対象地域として設定するものとします。

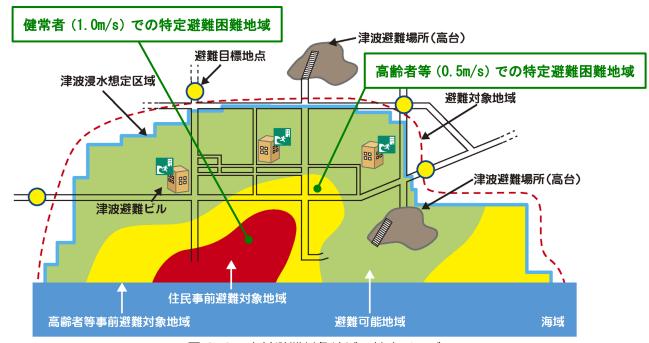


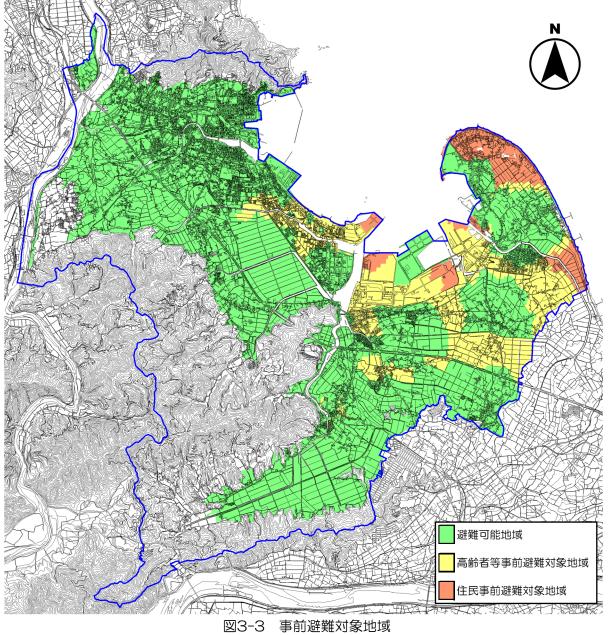
図 3-2 事前避難対象地域の抽出メージ

3. 事前避難対象地域の設定

1)事前避難対象地域

各戸から津波時の避難先への避難を津波避難シミュレーションにより再現し、特定 避難困難地域を抽出しました。津波避難シミュレーションの計算結果により、避難先 まで遠く離れている地域や避難スペースが確保できない地域に特定避難困難地域が存 在する結果となりました。

図3-3に分布状況、表3-8に「臨時情報」発表にともなう事前避難対象地域一覧を示します。



対象者

小松島市役所

「臨時情報」発表にともなう事前避難対象地域一覧 表3-8

住民事前避難 対象地域	備考
金磯町	地域の一部
和田津開町	地域の一部
豊浦町	地域の一部
坂野町	地域の一部
和田島町	地域の一部

高齢者等事前 避難対象地域	備考
小松島町	地域の一部
横須町	地域の一部
金磯町	地域の一部
芝生町	地域の一部
日開野町	地域の一部
立江町	地域の一部
和田津開町	地域の半分以上
赤石町	地域の一部
豊浦町	地域の半分以上
大林町	地域の一部
坂野町	地域の一部
間新田町	地域の半分以上
和田島町	地域の一部

小松島市役所

第4章 小松島市における防災対応の施策

南海トラフ地震によって多くの人的被害が想定されている小松島市においては(表4-1を参照。)、「臨時情報」を活用し、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現を目指すため、次の施策に基づき、国・徳島県・自主防災会・市民等と連携して取組みを進めるものとします。

表 4-1 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定における小松島市の人的被害 (死者及び負傷者数)(最大ケース・冬深夜)(人)

	区分	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀・自動販売機転倒 ・屋外落下物	合計
ſ	死者数	410	若干数	4,500	20	0	5,000
	負傷者数	1,300	若干数	若干数	90	0	1,400

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、+の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。 (徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)、平成25年7月31日に基づき作成。)

1. 「臨時情報」の理解の促進

1)「南海トラフ地震に関連する情報」の位置付けの認識

「臨時情報」は、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表されるものであり、不確実性をもった情報であるものの、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現に向けた有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要です。

また、「臨時情報」を活用することにより、津波被害だけでなく、地震の揺れによる 人的被害の軽減にも大きく寄与することができることの周知に努めます。

なお、前述したように、「臨時情報」が発表されない状況下で、南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることを認識しておくことが重要です。

2) 「臨時情報」の市民への周知

「臨時情報」が発表された場合の住民の避難行動や考え方を把握するために、徳島県が他市町に行ったアンケート調査結果によると、「南海トラフ地震に関連する情報」を「知っている」と回答した住民は、3割程度にとどまっています。(図4-1を参照。)「臨時情報」を活用した被害軽減を図るため、市民の「臨時情報」に対する理解を高めることが必要です。

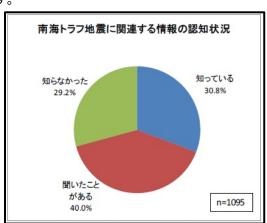


図 4-1 南海トラフ地震に関連する情報の認知状況 (参照:他市町の住民アンケート結果(平成30年5月))

対象者

小松島市役所

市民の「臨時情報」に対する理解を高めるため、小松島市役所が開催する防災出前講座等において、内閣府作成のパンフレット、動画等を活用し、地域や年齢に応じた啓発の実施を図ります。

- (1) 市町村担当者との情報の共有化
 - ①県市町村災害時相互応援連絡協議会を活用した情報予備認識の共有
- (2) 広報誌の掲載による市民への周知
 - ①「広報こまつしま」への掲載
 - ②パンフレット、チラシ等の配布
- (3) 多様な学習機会の創出
 - ①「臨時情報」に関する定期的な情報発信
 - ②自主防災会を活用した市民への周知
 - 自治会長会での講話
 - 自主防災会での講話
 - ③学校、企業及び福祉施設等との連携による周知機会の創出
- (4) インターネットを活用した市民への周知
 - ① 小松島市役所のホームページ等への掲載

2. 「臨時情報」を踏まえた情報の伝達

- 1) 「臨時情報」を踏まえた避難指示等の発令
 - (1) 「臨時情報(巨大地震警戒)」発令時の避難情報
 - ①事前避難対象地域(対象地域については、第3章 事前避難対象地域の設定を参照。)

表 4-2 事前避難対象地域の区分と発令する避難情報

事前避難対象地域の区分	発令する避難情報					
高齢者等事前避難対象地域	高齢者等避難					
住民事前避難対象地域	避難指示					

事前避難対象地域のうち、高齢者等事前避難対象地域(P.13~P.16を参照。) 内に居住する住民のうち、自力で避難が困難な方に避難指示を発令し、速やかな避難を促します。その他の方に対しては、自主避難を促し、状況に応じて津波に対応した自主避難所を開設します。

事前避難対象地域のうち、住民事前避難対象地域内に居住する住民全員に、避難 指示を発令し、速やかな避難を促し、状況に応じて「地震」及び「津波」に対応し た事前避難所を開設します。

また、未耐震の家屋に住む方に対して、避難指示を発令し、速やかな避難を促します。

②次項に該当する地域

次項のいずれかに該当する市民に対して、自主避難を促します。

- ・ 事前避難対象地域外に住む方のうち、
 - ア 未耐震の家屋に住む方
 - イ 自力で避難困難な方
 - ウ 土砂災害警戒区域、ため池浸水想定区域内に住む方
- ①及び②以外の市民に対しては、警戒態勢をとるように伝達し、自主避難を促し、 状況に応じて自主避難所を開設します。
- (2) 「臨時情報(巨大地震注意)」発令時の避難情報 全市民に警戒態勢をとるように伝達し、自主避難を促します。

対象者

小

松島市役所)

2)確実な情報伝達手段の充実

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」を踏まえた「南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について」(平成29年9月28日付府政防第1278号・消防災第133号・気地第114号)に基づき、国において新たな防災対応が定められるまでの間、気象庁が「臨時情報」を発表した場合、小松島市役所は、徳島県から伝達される情報内容に応じた警戒態勢を整え、地震発生に備え、速やかな対応ができるよう準備を行います。

小松島市の行政機構図を図4-2に示します。

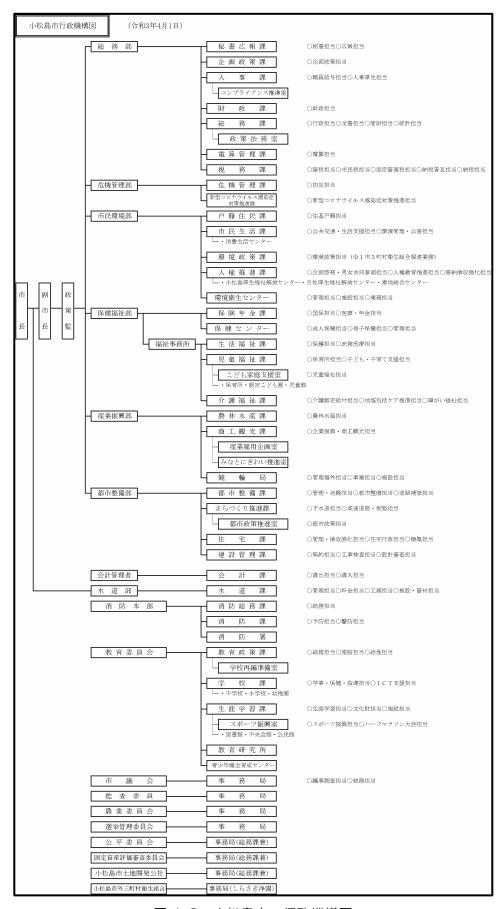


図 4-2 小松島市の行政機構図

具体的には、地震や津波、被害状況等の多様な情報が錯綜していることが予想されますが、そのような状況下でも、「臨時情報」が発表されたことを確実に市職員や市民等に伝達することが必要です。

このためには、時間経過や市民の行動等を踏まえながら、情報伝達手段の多重化を図ることが重要です。

(1) 市職員への伝達手段

①勤務時間内

勤務時間内において、「臨時情報」が気象庁から発表されたことを徳島県から連絡を受けた場合、危機管理部長が庁内放送等により次に示す動員の体制区分を連絡します。

- 警戒体制(災害対策警戒本部体制)
- 非常体制(災害対策本部体制)

②勤務時間外(休日または退庁後等)

勤務時間外において、「臨時情報」が気象庁から発表されたことを徳島県から連絡を受けた場合、危機管理部長が電話等により次に示す動員の体制区分を連絡します。また、人的・家屋被害が相当数発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないため、市職員は伝達を待つことなく直ちに該当する配備についてください。

小松島市の配置基準を表4-3に示します。

表4-3 地震発生時の災害対策本部等設置基準と非常体制配備基準との対応

基準	災害対策本部等	体制配備区分
1. 震度4の地震が発生したとき	1. 災害対策警戒本部を設置する。	
2. 気象庁本庁または大阪管区気象台が徳島県	2. 情報連絡活動及び災害応急対策活動を	
に「津波注意報」を発表したとき	行う。	
3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表	3. 状況に応じてすみやかに災害対策本部を	警戒体制
されたとき	設置し得る体制を整える。	
4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)		
が発表されたとき		
(自動設置)	災害対策本部を設置する。	
1. 震度5弱以上の地震が発生したとき		
2. 気象庁本庁または大阪管区気象台が徳島県		
に「大津波警報」または「津波警報」を		
発表したとき		
3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)		
が発表されたとき		
(判断設置)		非常体制
1. 市内で相当規模(災害救助法適用程度)の		がまる。
地震災害が発生したときまたは発生する		
おそれのあるとき		
2. 気象庁本庁または大阪管区気象台が徳島県		
に「津波注意報」を発表したとき		
3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)		
が発表されたとき		
4. その他市長が必要と認めるとき		

備考:被害等の状況により災害対策警戒本部から災害対策本部へ移行する。

(2) 市民への伝達手段

防災関係機関と緊密な連携をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開する ものとします。

広報手段としては、防災行政無線、広報車、広報誌、インターネット等を活用するものとしますが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用します。

広報内容については、事前避難対象地域ごとに、災害リスク及び避難対象者の区分による市民の避難行動(P.36~P.38及びP.44~P.45を参照。)への理解を深め、実践力の向上を図るものとします。

対象者

松島市役所

対象者

3. 「臨時情報(調査中)」発表時の措置

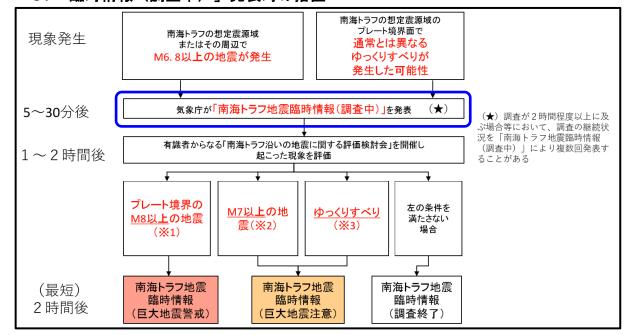


図 4-3 情報発表までの流れ(「臨時情報(調査中)」)

(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正。)

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.O以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.O以上、M8.O未満の地震が発生した場合、または南海トラフの 想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.O以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短いプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 - 1) 「臨時情報(調査中)」の概要
 - (1) 南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生している場合 (半割れケース)
 - ①概要
 - ・被災地域では甚大な被害が発生し、平常時に比べリスクが高まっている状況です。
 - ・小松島市においては、最大震度5強を記録する揺れが生じ、大きな被害は生じていませんが、大津波警報・津波警報が発表されることもあり、様々な情報が 錯綜する状況が想定されます。
 - 震源に近い地域を中心に、引き続き揺れが観測される状況が想定されます。

②想定される社会状況

- ・震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が 発生しています。
- ・徳島県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表され、沿岸部の市民を中心に避難しています。

(2) 南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合(一部割れケース)

①概要

- ・平常時に比べリスクが高まっている状況です。
- 「臨時情報(調査中)」の発表にともない、南海トラフ地震の発生に関する市 民の危機意識が高まっていると想定されます。

②想定される社会状況

- ・震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では、避難行動がとられています。
- ・徳島県では、地震による揺れは感じるものの、大規模な被害は発生していません。
- 各種のメディアでは、「臨時情報(調査中)」が発表されたことが報道され、 広く周知が図られると想定されます。

(3) ゆっくりすべりが発生している場合(ゆっくりすべりケース)

①概要

- 東海地震予知情報の判定基準とされていたような想定震源域内におけるプレート境界面でのゆっくりすべりや、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが想定されます。
- 南海トラフでは前例のない事例です。

②想定される社会状況

- 揺れを感じることなく、また津波も発生しません。
- 交通インフラやライフライン等は通常通りです。
- 前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めています。

対象者

小松島市役所

小松島市役所

2) 小松島市役所の対応行動(【】内の担当課が主に担当する。)(P.21を参照。) 気象庁より「臨時情報(調査中)」が発表された場合は、徳島県よりその情報が伝達されます。小松島市役所は、「臨時情報(調査中)」が発表されたことにともなう社会的混乱の防止に努めるとともに、南海トラフ地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保します。

(1) 災害対策本部会議等の開催

気象庁が「臨時情報(調査中)」を発表したことを徳島県から連絡を受けた場合、 速やかに災害対策本部会議等を開催し、状況に応じた体制に移行するとともに、事 後の対応方針について確認します。

- (2) 徳島県及び関係機関等への報告・通報 徳島県に動員の体制区分等の状況を報告し、情報収集を行います。【危機管理課】
- (3) 市民への周知 防災行政無線、ホームページ等により、市民に周知します。

4. 「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の措置

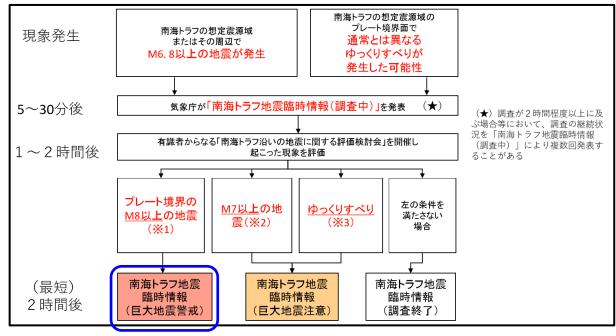


図 4-4 情報発表までの流れ(「臨時情報(巨大地震警戒)」)

(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正。)

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.O以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.O以上、M8.O未満の地震が発生した場合、または南海トラフの 想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短いプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異な るゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 - 1)南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生している場合(半割れケース)

(1) 概要

- ①南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生し、被災地域では甚大な被害が発 生しており、平常時に比べリスクが高まっている状況です。
- ②小松島市においては、最大震度5強を記録する揺れが生じ、大きな被害は生じて いませんが、大津波警報・津波警報が発表されることもあり、様々な情報が錯綜 する状況が想定されます。
- ③震源地に近い地域を中心に、引き続き揺れを観測している状況が想定されます。
- ④南海トラフの東側の被災地域においては、人命救助を第一とした応急対策活動 が行われており、徳島県では初動対応をとった後に、地域で懸念されるリスク回 避のための防災対応を行うことが必要です。

対象者

小

松島市 役所

小

民

(2) 想定される社会状況

- ①震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発 生しています。
- ②徳島県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表され、沿岸部の市民を中心に避難しています。
- ③各種のメディアでは、被災地の情報等が頻繁に発表されており、そのような状況下で「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されます。

(3) 市民の避難の方針

津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による市民の避難行動の方針(P.36~P.38を参照。)にしたがい、市民一人ひとりの特性に合わせた避難行動を実施するとともに、家族等との連絡手段、事前避難所までの避難経路、避難方法等を確認し、避難生活に必要となる備蓄食料、飲料水、生活必需品等の確認及び補充を行ってください。

- 2) 小松島市役所の対応行動() 内の担当課が主に担当する。)(P.21を参照。) ※担当課については、組織再編にともない今後変更になることがあります。
 - (1) 災害対策本部会議の開催

気象庁より「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合は、徳島県よりその情報が伝達されます。小松島市役所は、速やかに災害対策本部会議を開催し、事後の対応方針について確認するとともに、事前避難所の開設等を協議します。

- (2) 徳島県及び関係機関等への報告・通報
 - ①徳島県に動員体制等の状況を報告、情報収集【危機管理課、消防本部ほか】
 - ②関係機関(警察、消防、消防団、自衛隊、防災士会)との連絡・通報 【危機管理課、総務課ほか】
 - ③各協定締結者との支援体制の確認【危機管理課、消防本部ほか】
 - ④近隣市町との情報共有【危機管理課、消防本部ほか】
 - ⑤学校、幼稚園等との情報共有【教育政策課、学校課】
 - ⑥医師会との連絡調整【保健センター】
 - ⑦社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整【介護福祉課】
 - ⑧市議会議員への連絡・通報【議会事務局】

(3) 市民への周知

- ①防災行政無線、広報車等の多重の通信手段により、市民にとるべき行動を周知するとともに、次に示す対応を行います。
 - ・事前避難対象地域の市民に対し、高齢者等避難及び避難指示を発令します。事前避難対象地域外の市民に対し、自主避難または警戒体制をとるよう呼びかけを行います。(P.36の4)(2)参照。)【危機管理課、総務課】
 - ・窓口業務等の通常業務を停止することは、通常の市民生活や企業活動を阻害するおそれがあるなど、影響が大きいため、市役所は閉館しないことを周知します。ただし、事前避難者の受け入れのために事前避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、一部の業務を停止することがあることを併せて周知します。【秘書広報課】
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高校は、「臨時情報(巨大地震警戒)」の発表後1 週間は臨時休校とし、1週間後から再開することを周知します。【学校課】

②在留外国人への連絡・通報 【市民生活課】

周知内容については、事前避難対象地域ごとに、災害リスク及び避難対象者の区分による市民の避難行動(P.36~P.38を参照。)への理解を深め、実践力の向上を図るものとします。

(4) 市民等からの問い合わせ

市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置します。

【戸籍住民課、市民生活課ほか】

(5) 「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された後の災害応急対策業務の実施状況 等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策業務の実施状況、その他「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、徳島県災害対策本部等からの指示内容等の伝達・共有を行うため、災害情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施します。【危機管理課、電算管理課】

(6)災害応急対策業務を実施すべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.O以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。(「巨大地震警戒対応」)

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。(「巨大地震注意対応」)

対象者

松島市役所)

巾民

(7) 日頃からの地震への備えの再確認等

「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合には、全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃の地震への備えを再確認することにより、後発地震に備えるよう呼びかけます。

【秘書広報課】

- (8) 事前避難所の開設・運営
 - ①自主避難者の状況に応じて、「地震」及び「津波」に対応した事前避難所を開設 します。【危機管理課、学校課】
 - ②事前避難所の避難可能人数を超える場合、事業継続に支障をきたさない範囲で学校教室を避難所として使用します。使用する場合、学校職員は、事前避難所の開設に協力するものとします。【教育政策課、学校課ほか】
 - ③状況に応じて、全福祉避難所の開設を依頼します。 【介護福祉課】
 - ④事前避難所の運営は、地域住民による自主運営を促します。
 - ⑤事前避難所での食料、生活用品については、避難者が持参することを基本としま す。
 - ⑥事前避難所の開設期間は1週間程度としますが、「臨時情報(巨大地震警戒)」の内容によっては、1週間を超えた事前避難所の開設についても検討します。ただし、事前避難所となる施設管理者の許可が必要です。
 - ⑦事前避難所を開設する際には、避難所での3密(密閉・密集・密接)の回避や衛生対策を徹底するなど、万全の新型コロナウイルス等への感染対策をとります。

【新型コロナウイルス感染症対策推進課】

小松島市地域防災計画に示されている指定避難所のうち、「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合に市民等が事前に避難する「事前避難所」を表4-4に示します。

「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合に、住民が避難する事前避難所は、後発地震に備えるために事前に避難することができる避難所でなければなりません。

そのため、「地震」及び「津波」に適用性がある避難所を事前避難所の候補とします。ただし、避難所としての事前避難スペースと津波時の緊急避難スペースが異なることがあります。

対象者

表4-4 「事前避難所」一覧

小		所 在 地	電話 (0885)	避難可能人数(人)	災害の適用性						
学校区	施設名				地震	津波	洪水	土砂災害	備考		
小松	小松島小学校	神田瀬町2-63	32-0128	221	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
松島	小松島中学校	日開野町字弥三次3-1	32-2044	912	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
	小松島小学校区の避難可能人数(人)				1,133						
	南小松島小学校	小松島町字高須36	32-0149	232	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
南	小松島市総合福祉センター	横須町11-7	33-2255	151	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
小松	小松島高等学校	日開野町字高須47-1	32-2166	1,288	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
島	中央会館	松島町5-6	32-2030	284	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
	(旧)勤労青少年ホーム	南小松島町1-16	33-3283	180	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
	南小松島小学校区の避難可能人数(人)					2,135					
	北小松島小学校	中田町字浜田33	32-0342	360	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
小松	生涯学習センター・市立図書館	小松島町字新港29-11	32-1100	122	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
島	みなと高等学園	中田町字新開28-1	34-9100	371	0	Δ	_	_	兼指定緊急避難場所		
	北小松島小学校区の避難可能人数(人)							85	3		
	千代小学校	中田町字奥林29	32-0109	226	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
干	泰地総合センター	中郷町字桜馬場103-1	33-0194	159	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
代	小松島厚生福祉解放センター	中郷町字加藤18-1	32-5711	204	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
	小松島西高等学校	中田町字原ノ下28-1	32-0129	721	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
	千代小学校区の避難可能人数(人)				1,310						
児	児安小学校	田浦町字近里27	32-0171	214	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
安	田浦地区コミュニティ集会所	田浦町字中村16-5		60	0	0	_	_	兼指定緊急避難場所		
	児安小学校区	の避難可能人数(人)						27	4		
芝田	芝田小学校	田野町字中須45	32-0212	184	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
	芝田小学校区	の避難可能人数(人)		184							
	立江小学校	立江町字松本34-3	37-1002	211	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
立 江	しらさぎ浄園	立江町字大田ノ浦67-1	38-1452	51	0	0	_	_	兼指定緊急避難場所		
	小松島南中学校	立江町字赤石78-2	38-6612	1,196	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
	立江小学校区の避難可能人数(人)				1,458						
櫛	櫛渕小学校	櫛渕町字北佃45	37-1058	174	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
渕	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	櫛渕町字喰味谷101	38-1073	22	0	0	_	_	兼指定緊急避難場所		
	櫛渕湯谷集会所	櫛渕町字湯谷52		24	0	0	_	_	兼指定緊急避難場所		
	1,2,3,1,0,1,1,1	の避難可能人数(人)	1	220							
<i>1</i> /X	坂野小学校	坂野町字根上り6-1	37-1512	228		Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
野	目佐厚生福祉解放センター	坂野町字目佐101	37-0358	199	0	Δ	0	0	兼指定緊急避難場所		
	坂野小学校区の避難可能人数(人)							42	(
和田田	和田島小学校	和田島町字山のはな8	37-1911	232	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
島	和田島公民館	和田島町字明神北129	37-2723	92	0	Δ	Δ	0	兼指定緊急避難場所		
	和田島小学校区の避難可能人数(人)				324						
新開	新開小学校	大林町字中津37	37-1102	225	0	Δ	_	0	兼指定緊急避難場所		
	新開小学校区の避難可能人数(人)					225					
	事前避難所の避難可能人数 合計(人)				8,543						
		段難提所として適用性がある									

対象者

(9) 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、小松島市役所及び市民は次の事項を実施します。

- ①小松島市役所
 - ・飲料水の供給を継続するとともに、市民に対して備蓄している飲料水の点検、 確認及び生活用水の貯水を呼びかけます。【秘書広報課】
 - 「小松島市新水道事業ビジョン」に基づき、応急給水活動の準備を行います。 【水道課】
 - ・ 水道施設の安全点検を実施します。 【水道課】

②市民

- ・備蓄している飲料水を点検・確認し、可能な範囲で貯水します。
- 自主防災会を中心として、応急給水資機材を点検します。
- (10) 小松島市役所が管理する道路、河川その他の施設に関する対策 小松島市役所が管理する道路、河川、庁舎、社会福祉施設、学校等については、 次の措置を講じるものとします。
 - ①各施設に共通する事項【担当課】
 - 「臨時情報(巨大地震警戒)」等の入場者等への伝達
 - 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒 落下防止措置
 - 出火防止措置
 - ・ 水、 食料等の備蓄
 - ・ 消防用設備の点検、整備
 - ・非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入 手するための機器の整備
 - 各施設における緊急点検、巡視

②個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置【都市整備課】
- •河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認または閉鎖等【都市整備課、建設管理課】
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分 に配慮した措置【保健センター】
- ・幼稚園、小・中学校については、次に示す事項【学校課】 ア 児童生徒等に対する保護の方法
 - イ 避難経路、避難輸送方法、避難誘導実施責任者等

- 社会福祉施設については、次に示す事項【生活福祉課、介護福祉課】
 - ア 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - イ 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(11) 工事中の建築物等に対する措置

「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における工事中の建築物、その他の工作物または施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておきます。 【都市整備課】

(12) 滞留旅客等に対する措置

「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、事前避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとします。

(13) 市有施設等の点検・確認

- ①庁舎施設、非常用発電装置、消防施設の点検・確認 【総務課】
- ②備蓄物資や資機材等の点検・確認、状況により不足分を緊急調達

【危機管理課、総務課】

- ③河川、道路、橋梁、住宅地等の点検・確認【都市整備課、建設管理課】
- ④樋門等の点検や閉鎖手順の確認【都市整備課、建設管理課】
- ⑤キャビネット等の転倒防止・落下防止処置【全職員】
- ⑥教育施設の点検・確認 【学校課】
- ⑦事前避難所の点検・確認及び開設準備【危機管理課、学校課】
- ⑧水道施設の点検・確認 【水道課】
- ⑨下水道施設の点検・確認【まちづくり推進課】
- ⑩農地、ため池等の点検・確認【農林水産課】
- ⑪災害派遣部隊受入れ施設等の点検・確認【総務課】

(14) その他

- ①市職員の駐車場の検討(後方支援施設の開設準備) 【総務課】
- ②食料及び燃料の確保 【総務課】
- ③被災者台帳の点検・確認【戸籍住民課、農林水産課ほか】
- ④罹災証明書関係書類の点検・確認 【税務課、危機管理課】

対象者

小

松島市役所

市日

小

3) 関係機関の対応行動

(1)消防機関等の活動

「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合は、消防機関及び消防団が出 火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のための措置をとります。

(2) 警備対策

徳島県警察は、「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとります。

- ①正確な情報の収集及び伝達
- ②不法事案等の予防及び取締り
- ③警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導

(3)電気、ガス、通信、放送関係

「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び市職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとします。

<電気>

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震に備え、漏電火災等の二次災害の防止に必要となる顧客によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する 広報を行います。

<ガス>

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備え、地震災害発生時の安全措置等について広報を行います。

松島市役所

<通信>

- ①通信事業者は、平常どおり音声電話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、次の準備を行います。
 - 電源の確保
 - ・ 予備電源設備、移動電源車の発動
 - 移動無線機、移動無線基地局等の発動
 - 応急対策用車両、工具の点検
 - 応急対策用資機材の把握
 - 緊急輸送対策
 - ・ 復旧要員の確保
 - ・ 通信設備の巡回点検
- ②災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとします。

<放送>

放送事業者は、「臨時情報(巨大地震警戒)」の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、小松島市役所の要請に応じて、「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等のとるべき行動等について放送します。

(4) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための 要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとします。

(5) 交诵

- ①徳島県警察は、「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、市民等に周知するものとします。
- ②道路管理者等と調整のうえで「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の交通対策等について、各種広報媒体の活用等により実施します。
 - ・テレビ、ラジオ、新聞及び広報誌の利用
 - ・ 講習会、講演会等の開催
 - インターネットの利用
- ③「臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合には、道路利用者に対して、 パトロールカー・道路情報表示装置等により、「臨時情報(巨大地震警戒)」等 の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握でき る体制を整えるものとします。

4) 市民のとるべき行動

- (1)全市民に共通する事項(警戒態勢をとってください。)
 - ①備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持ち出し品の点検・確認・補充
 - ②家具や食器棚等の固定状況の確認・強化
 - ③避難経路、津波避難場所(表3-2~表3-4を参照。)、事前避難所(表4-4を参照。)の確認
 - ④家族等との役割分担、連絡体制の確認
 - ⑤事前避難所の自主運営(小松島市避難所運営マニュアル 令和2年度改訂を参照。)
- (2) 津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動(半割れケース)

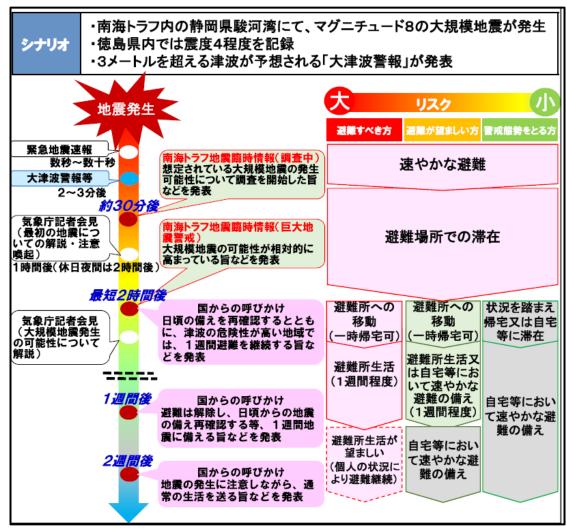


図 4-5 津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難 行動等(「臨時情報(巨大地震警戒)」)

避難すべき方(速やかに避難) 避難が望ましい方(自主避難を推奨)

	災害リスク			避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	津波浸水	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
	区域内	住民事前避難対象地域				
耐震性有		高齢者等事前避難対象地域				
削長性有	区域外 ——	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
未耐震						

〇小松島市の場合、上の表に記載された住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域内に居住する 住民がいる地域があります。

表4-6 津波浸水想定区域内(事前避難対象地域外)における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等(「臨時情報(巨大地震警戒)」)

避難が望ましい方(自主避難を推奨) 警戒態勢をとる方

	災害リスク	避難対象者			
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
耐震性有	区域内				
側底性角	区域外				
未耐震					

〇小松島市の場合、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域以外の地域が該当します。

表4-7 津波浸水想定区域外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等 (「臨時情報(巨大地震警戒)」)

避難が望ましい方(自主避難を推奨) 警戒態勢をとる方

災害リスク		避難対象者			
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
耐震性有	区域内				
	区域外				
未耐震					

図4-6に「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合に、市職員及び市民がとるべき行動について示したフロー図を示します。

対象者

小松島市役所

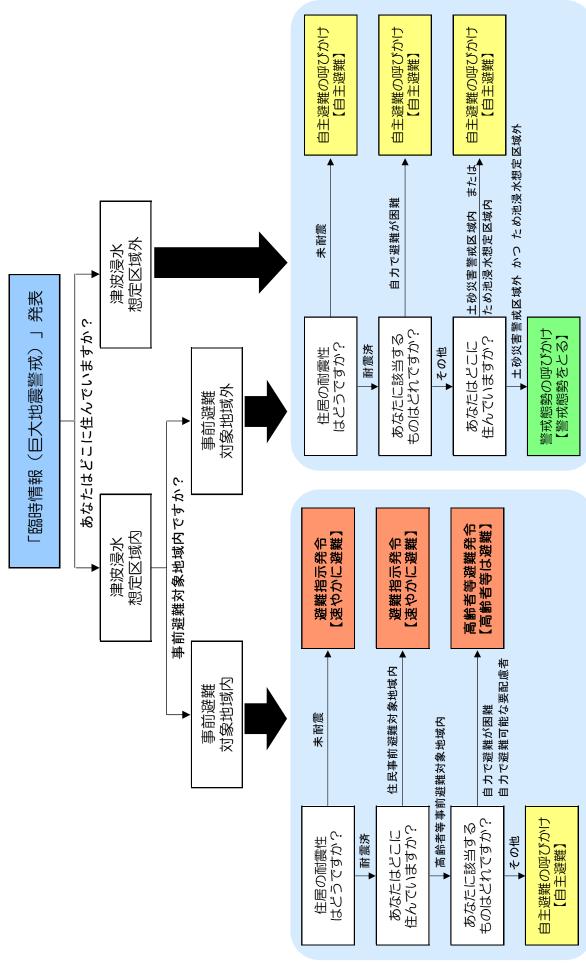


図4-6 市職員及び市民がとるべき行動フロー図

5. 「臨時情報(巨大地震注意)」発表時の措置

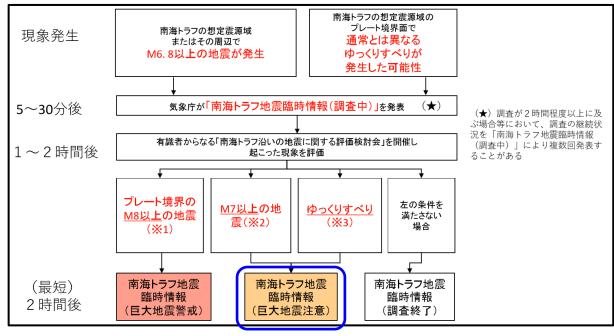


図 4-7 情報発表までの流れ(「臨時情報(巨大地震注意)」)

(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正。)

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.O以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMT.O以上、M8.O未満の地震が発生した場合、または南海トラフの 想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短いプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異な るゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 - 1)南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合(一部割れケース)

(1) 概要

- ①南海トラフ内で比較的大きな地震が発生し、平時に比べリスクが高まっている 状況です。
- ②「臨時情報(巨大地震注意)」の発表にともない、南海トラフ地震の発生に関す る市民の危機意識は高まっていると想定されます。
- ③それぞれの地域特性等に応じて警戒レベルを高めることが必要です。

対象者

小

松島市 役所

小

(2) 想定される社会状況

- ①震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では、避難行動がとられています。
- ②徳島県では地震による揺れは感じるものの、大規模な被害は発生していません。
- ③各種のメディアでは、「臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたことが報道され、広く周知が図られると想定されます。

(3) 市民の避難の方針

津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による市民の避難行動の方針(P.44~P.45を参照。)にしたがい、市民一人ひとりの特性に合わせた避難行動を実施するとともに、家族等との連絡手段、事前避難所までの避難経路及び方法等を確認し、避難生活に必要となる備蓄食料、飲料水、生活必需品等の確認及び補充を行ってください。

2) ゆっくりすべりが発生している場合(ゆっくりすべりケース)

(1) 概要

- ①東海地震予知情報の判定基準とされていたような想定震源域内におけるプレート境界面でゆっくりすべりや、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが想定されます。
- ②南海トラフでは前例のない事例です。
- ③短期的に地震発生の可能性が相対的に高まっているといった定性的な評価はできますが、現時点において大規模地震発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はありません。

(2) 想定される社会状況

- ①揺れを感じることなく、また津波も発生しません。
- ②交通インフラやライフライン等は通常通りです。
- ③前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めています。

(3) 市民の避難の方針

津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による市民の避難行動の方針(P.44~P.45を参照。)にしたがい、市民一人ひとりの特性に合わせた避難行動を実施するとともに、家族等との連絡手段、事前避難所までの避難経路及び方法等を確認し、避難生活に必要となる備蓄食料、飲料水、生活必需品等の確認及び補充を行ってください。

- 3) 小松島市役所の対応行動() 内の担当課が主に担当する。)(P.21を参照。) ※担当課については、組織再編の修正にともない今後変更になることがあります。
 - (1) 災害対策本部会議の開催

気象庁より「臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合は、徳島県よりその情報が伝達されます。小松島市役所は、速やかに災害対策本部会議を開催し、事後の対応方針について協議します。

- (2) 徳島県及び関係機関等への報告・通報「臨時情報(巨大地震警戒)」と同じ
 - ①徳島県に動員体制等の状況を報告、情報収集【危機管理課、消防本部ほか】
 - ②関係機関(警察、消防、消防団、自衛隊、防災士会)との連絡・通報 【危機管理課、総務課ほか】
 - ③各協定締結者との支援体制の確認【危機管理課、消防本部ほか】
 - ④近隣市町との情報共有【危機管理課、消防本部ほか】
 - ⑤学校、幼稚園等との情報共有【教育政策課、学校課】
 - ⑥医師会との連絡調整【保健センター】
 - ⑦社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整【介護福祉課】
 - ⑧市議会議員への連絡・通報【議会事務局】
- (3) 市民への周知
 - ①防災行政無線、広報車等の多重の通信手段により、市民にとるべき行動を周知するとともに、市民に警戒体制をとるよう呼びかけを行います。

【危機管理課、総務課】

- ②在留外国人への連絡・通報【市民生活課】
- ③幼稚園、小学校、中学校、高校は、「臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合、学校を継続することを周知します。【学校課】

周知内容については、市民の避難行動(P.44~P.45を参照。)への理解を深め、 実践力の向上を図るものとします。

(4) 市民等からの問い合わせ<mark>「臨時情報(巨大地震警戒)」と同じ</mark> 市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置します。

【戸籍住民課、市民生活課ほか】

対象者

小

島市役所

小

松島市役所

(5) 災害応急対策業務を実施すべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.O以上M8.O未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.O以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みにともなう震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

- (6) 市有施設等の点検・確認 「臨時情報(巨大地震警戒)」と同じ
 - ①庁舎施設、非常用発電装置、消防施設の点検・確認 【総務課】
 - ②備蓄物資や資機材等の点検・確認、状況により不足分を緊急調達 【危機管理課、総務課】
 - ③河川、道路、橋梁、住宅地等の点検・確認【都市整備課、建設管理課】
 - ④ 樋門等の点検や閉鎖手順の確認 【都市整備課、建設管理課】
 - ⑤キャビネット等の転倒防止・落下防止処置【全職員】
 - ⑥教育施設の点検・確認【学校課】
 - ⑦事前避難所の点検・確認及び開設準備【危機管理課、学校課】
 - ⑧水道施設の点検・確認【水道課】
 - ⑨下水道施設の点検・確認【まちづくり推進課】
 - ⑩農地、ため池等の点検・確認【農林水産課】
 - ⑪災害派遣部隊受入れ施設等の点検・確認【総務課】
- (7) 事前避難所の開設・運営(事前避難所については、P.31を参照。)
 - ①自主避難者の状況に応じて、「地震」及び「津波」に対応した事前避難所を開設します。【危機管理課、学校課】
 - ②事前避難所の避難可能人数を超える場合、事業継続に支障をきたさない範囲で学校教室を避難所として使用します。使用する場合、学校職員は、事前避難所の開設に協力するものとします。【教育政策課、学校課ほか】
 - ③自主避難者の状況に応じて、福祉避難所の開設を依頼します。【介護福祉課】
 - ④事前避難所の運営は、地域住民による自主運営を促します。
 - ⑤事前避難所での食料、生活用品については、避難者が持参することを基本とします。
 - ⑥事前避難所の開設期間は1週間程度としますが、「臨時情報(巨大地震注意)」 の内容によっては、1週間を超えてもよいものとします。(ただし、事前避難所 となる施設管理者の許可が必要です。)

⑦事前避難所を開設する際には、避難所での3密(密閉・密集・密接)の回避や衛生対策を徹底するなど、万全の新型コロナウイルス等の感染症対策をとります。 【新型コロナウイルス感染症対策推進課】

- (8) その他「臨時情報(巨大地震警戒)」と同じ
 - ①市職員の駐車場の検討(後方支援施設の開設準備) 【総務課】
 - ②食料及び燃料の確保 【総務課】
 - ③被災者台帳の点検・確認【戸籍住民課、農林水産課ほか】
 - ④罹災証明書関係書類の点検・確認 【税務課、危機管理課】

- 4) 市民のとるべき行動
 - (1)全市民に共通する事項(警戒態勢をとってください。)
 - ①備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持ち出し品の点検・確認・補充
 - ②家具や食器棚等の固定状況の確認・強化
 - ③避難経路、津波避難場所(表3-2~表3-4を参照。)、事前避難所(表4-4を参照。)の確認
 - ④家族等との役割分担、連絡体制の確認
 - ⑤事前避難所の自主運営(小松島市避難所運営マニュアル 令和2年度改訂を参照。)
 - (2) 津波浸水想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等(一部割れケース、ゆっくりすべりケース)

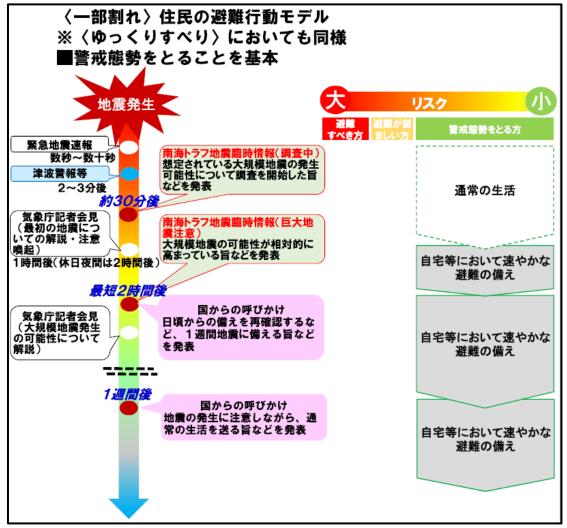


図 4-8 津波想定区域内・外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等 (「臨時情報(巨大地震注意)」)

表4-8 津波浸水想定区域内(事前避難対象地域内)における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等(「臨時情報(巨大地震注意)」)

| 警戒態勢をとる方

	災害リスク			避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	津波浸水	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
	区域内	住民事前避難対象地域				
耐震性有		高齢者等事前避難対象地域				
侧展性有	区域外	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
未耐震						

〇小松島市の場合、上の表に記載された住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域内に居住する 住民がいる地域があります。

表4-9 津波浸水想定区域内(事前避難対象地域外)における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等(「臨時情報(巨大地震注意)」)

警戒態勢をとる方

	災害リスク			避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	津波浸水	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
耐震性有	区域内	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
	区域外	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
未耐震						

〇小松島市の場合、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域以外の地域が該当します。

表4-10 津波浸水想定区域外における災害リスク及び避難対象者の区分による避難行動等(「臨時情報(巨大地震注意)」)

警戒態勢をとる方

	災害リスク			避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域、 ため池浸水想定区域	津波浸水	自力で避難が 困難な方	自力で避難可能な 要配慮者の方	一般の方	
耐震性有	区域内	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
心長性有	区域外	住民事前避難対象地域				
		高齢者等事前避難対象地域				
未耐震						

対象者

小松島市役所

6. 避難環境の充実

1)事前避難所(居住スペース)の確保

事前避難所の利用者は、知人・親類宅等(津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の外側、かつ耐震性を有する家屋であること)への避難が困難となる市民とします。

そのため、知人・親類宅等への避難が可能である市民には、知人・親類宅への避難を促します。

また、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、事前避難所では、3密を避ける、避難者の健康確認を実施した後、避難所に入所する等の感染防止対策に留意するとともに、旅館やホテル等のサブ避難所となる施設数の増加と避難所内の利用床面積(居住スペース等)の拡大を促進します。居住スペース等を拡大させる方法として、間仕切りを使用することが挙げられます。

- (1)「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時
 - 次に示す事前避難所を速やかに開設する必要があります。
 - ①「地震」及び「津波」の適用性がある指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所(南海トラフ地震発生時に、敷地内にある津波時の緊急避難スペースに緊急避難することができる指定避難所を含む。)
 - ②受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設
- (2) 「臨時情報(巨大地震注意)」発表時

自主避難する市民のため、適切に事前避難所を開設する必要があります。

なお、事前避難所開設の基準は、「臨時情報(巨大地震警戒)」発表時と同じと します。

2) 避難所運営体制の強化

「臨時情報(巨大地震警戒)」、「臨時情報(巨大地震注意)」発表時ともに、事前 避難所は避難者による自主運営を原則とします。そのため、次に示す事項が重要とな ります。

- ・非常持ち出し品、感染症等予防に必要となるマスク、消毒液、体温計等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ、避難者各自で準備し、避難生活で不足するものは、避難者自身で確保することを基本とします。
- 自主防災会、市職員及び事前避難所の施設管理者との協議の場を設定し、避難所レイアウト等の検討や開設時の役割、ルール等について事前に決めておきます。
- 新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底し、避難者や避難所運営に関わるスタッフの健康を守ります。
- •「人にやさしい避難所づくりに取り組みます」※の避難所運営の基本方針に基づき、 高齢者や障がい者等、特別なニーズのある要配慮者については、避難所内のレイアウ トやトイレの使用など、介助者の有無や障がいの種類・程度等に配慮した避難所運営 を行います。
- •「人にやさしい避難所づくりに取り組みます」※の避難所運営の基本方針に基づき、 避難所運営への女性の参画を求め、男女のニーズの違いやプライバシー、子育て環境 など、きめ細かな視点に配慮した避難所運営を行います。
- 自治会等ごとにコミュニティの向上を図ります。
- 事前避難所への備蓄品及び必要となる各種様式の充実強化を推進します。
- 自治会等の防災訓練に、避難所運営ゲーム(HUG; <u>H</u>inanzyo <u>U</u>nei <u>G</u>ame)を取り入れ、開設時の円滑な運営ができるようにします。
 - (※「小松島市避難所運営マニュアル 令和2年度改訂、小松島市)」を参照。)

対象者

小松島市役所

7. 訓練の実施

「臨時情報」への市民意識の向上及び円滑な事前避難の確保等を図るため、「臨時情報(巨大地震警戒)」、「臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたことを想定した避難所運営訓練を実施します。避難所運営訓練の実施にあたっては、住民はもとより観光客、釣り客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとします。(訓練の具体的な項目については、最新の小松島市地域防災計画を参照。)

なお、訓練の実施にあたっては、新型コロナウイルスへの感染防止対策を踏まえたものとなるようにします。

8. 「臨時情報」の活用に係る留意事項

「臨時情報」の発表がないまま、突発的に大規模地震が発生する可能性も十分あることから、普段からの備えを継続することが重要です。また、「臨時情報」が発表された後、甚大な被害をもたらす大規模地震が発生しないまま、警戒すべき期間を経過した場合も、南海トラフの東側の領域でM8.0クラスの大規模地震が発生した前よりも、今後30年以内に70~80%の確率で発生する南海トラフ地震の切迫度が高いことに留意しつつ、自助・共助・公助が一体となって後発地震に対する防災・減災対策を推進する必要があります。

小松島市南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針 策定・改訂履歴

版数	策定•改訂年	手月	改 訂 内 容 等
初版	令和 3年	3月	初版策定
第2版	令和 4年	2月	①災害対策基本法の改正による避難情報の変更 ②津波避難場所の変更及び追加 ・「坂野小学校」の避難可能人数の増員 ・「スーパーホテル徳島・小松島天然温泉」の追加 ・「海上自衛隊小松島航空基地 体育館」の追加 ・「徳島小松島港赤石地区津波避難タワー」の追加
第3版	令和 4年	3月	津波避難場所の変更 •「小松島高等学校」の避難時に使用できる場所の追加及び避難可能人数の増員
第4版	年	月	
第5版	年	月	
第6版	年	月	
第7版	年	月	
第8版	年	月	
第9版	年	月	
第10版	年	月	

